

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三 (略)</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五～六の十一 (略)</p> <p>七～十九の二 (略)</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四～十九の六 (略)</p> <p>二十～二十四の五 (略)</p> <p>二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七 (略)</p> <p>二十五～三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六の三～六の九 (略)</p> <p>七～十九の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十九の三～十九の五 (略)</p> <p>二十～二十四の五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十四の六 (略)</p> <p>二十五～三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106) | 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ

パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル)ベンンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

シラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ

トキシメチル)ベンンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―

シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン

カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ

トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンンジルⅡ(E)―(一

R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―

ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオ

ロ―四―(メトキシメチル)ベンンジルⅡ(E)―(一R・三R)

―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシ

クロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・

五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフル

オロ―四―(メトキシメチル)ベンンジルⅡ(E)―(一R・三R)

―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシ

クロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・

五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフル

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

ジルⅡ(Z) — (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—
 エニル) — 二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二
 %以下を含有し、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メト
 キシメチル) ベンジルⅡ(EZ) — (一RS・三SR) — 三 — (二—
 シアノプロパー—エニル) — 二・二—ジメチルシクロプロ
 パンカルボキシラート—%以下を含有し、かつ、二・三・五・六
 —テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジルⅡ(E) —
 (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—エニル) — 二・
 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含
 有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107) |
 (170) |
 (略)

三十三 (略)

三十三の二 二—(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する
 製剤。ただし、二—(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を
 含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四〓百九 (略)

2 (略)

(106) |
 (169) |
 (略)

三十三 (略)

(新設)

三十三の二 (略)

三十四〓百九 (略)

2 (略)